

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：日之影町指定棚田地域振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）旧岩井川村地域、旧七折村地域、旧岩戸村地域

(単位：ha)				
棚田地域の区域Ⅰ	棚田地域の区域Ⅱ	棚田の名称	田（1/20以上）	保全を図る棚田等の面積
旧七折村地域	七折西広域の棚田	末市棚田	1.6	7.9
		椎谷棚田	9.5	22.2
		高巢野棚田	7.3	8.3
		深角棚田	18.1	25.1
		平底棚田	4.3	5.5
		一の水棚田	13.6	14.8
		徳富棚田	5.8	7.7
		中尾棚田	5.9	6.1
		七折西広域集落協定合計	66.1	97.6
	七折中央広域の棚田	長谷川棚田	2.2	3.3
		波瀬棚田	18.6	19.8
		袴谷棚田	4.4	5.4
		宮水棚田	24.4	31.0
		平清水棚田	12.2	14.5
		戸川棚田	6.9	8.0
		小菅棚田	5.4	15.8
		七折中央広域集落協定合計	74.1	97.8
	七折東広域の棚田	松の内棚田	1.5	5.4
		新畑棚田	8.7	10.3
		奥棚田	2.6	3.7
		大管棚田	8.2	12.3
		楠原棚田	3.9	6.4
		竹の原棚田	3.9	8.5
		中村棚田	4.8	6.1
		上下顔棚田	4.4	7.8
		阿下棚田	7.5	11.3
		新町棚田	3.3	6.2
		中川棚田	2.8	3.9
		鹿川棚田	7.7	9.7
		黒原棚田	0.7	4.2
		七折東広域集落協定合計	60.0	95.8
計①		旧七折村地域合計	200.2	291.2
旧岩井川村地域	岩井川広域の棚田	乙草棚田	0.8	2.5
		上栃の木棚田	2.2	6.4
		栃の木棚田	2.2	6.4
		松の木棚田	1.0	7.6
		上小原棚田	1.9	5.2
		古園棚田	7.2	9.6
		大日止棚田	20.0	29.4
		大楠棚田	6.7	8.5
		岩井川中尾棚田	2.6	3.3
		小崎棚田	8.7	9.9
		追川上中棚田	1.2	2.4
		追川下棚田	3.4	4.7
		矢形の的棚田	3.4	4.6
		大瀬棚田	5.6	6.3
		横迫棚田	6.4	7.4
		後梅棚田	1.8	2.7
		岩井川広域集落協定合計	75.1	116.9
	分城広域の棚田	糸平棚田	9.1	11.5
		大平棚田	2.4	2.6
		二又・鳥屋の平棚田	3.2	4.3
		樫木尾棚田	2.2	3.2
		下小原棚田	8.1	9.8
		今竹棚田	2.1	2.5
		興地棚田	5.1	7.5
		河内棚田	2.3	2.8
		田吹棚田	2.2	2.3
		星山棚田	5.9	8.7
		大山棚田	3.1	3.3
		分城広域集落協定合計	45.7	58.5
計②		旧岩井川村地域合計	120.8	175.4
旧岩戸村地域	七折中央広域の棚田	諸和久棚田	2.9	4.4
		白仁田棚田	0.3	4.6
		七折中央広域集落協定合計	3.2	9.0
計③		旧岩戸村地域合計	3.2	9.0
合計（①+②+③）			324.2	475.6

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄の防止

- ・多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理を行い、指定棚田地域における中山間地域等直接支払交付金第6期対策の協定農用地面積383.0ha（5広域協定合計）を維持する。

②担い手の確保・育成

- ・農業従事者の高齢化に伴う担い手の不足が喫緊の課題の中、指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、令和11年度までに、農作業の受託を行う担い手協議会会員を現在67名（R6）から新規で5名以上登録（5広域協定合計）する。
- ・指定棚田地域の農業体制を継続・発展させるため、当地域で耕作・保全に取り組む認定農業者を令和11年度までに、現在60名（R6）から新規で3名以上認定（5広域協定合計）し、担い手の確保・育成を図る。
- ・指定棚田地域の農業体制を継続させるため、農業法人を中心に地域おこし協力隊を新規で1名以上採用し、新規就農者の確保と育成を行う。
- ・指定棚田地域の特性や魅力を幅広く町外へ発信し、新たな担い手を呼び込むため、年1回以上、移住相談会等に参加する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①良好な景観の形成

- ・指定棚田地域の良好な棚田景観を維持するため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用して耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理を行っていく。

②生産性の向上・効率化

- ・指定棚田地域での農作業の効率化・省力化を図るため、令和11年度までに中山間地域等直接支払交付金を活用し、スマート農業技術としてドローンを活用した防除面積を145.6ha（R6 5広域協定延面積）から令和11年度にかけて5ha（5広域協定延面積）増加することで生産性の向上を図るほか、指定棚田地域における鳥獣被害の減少に向け、侵入防止柵の設置や鳥獣の捕獲活動を実施する。

③農産物の供給の促進

- ・他産地との差別化を図り付加価値を付けることを目的に、一定の栽培基準に基づき生産された農産物を町独自の認証基準の農家への普及を図り日之影ブランドの確立を目指す。また、棚田地域で生産された農産物を核とした農産加工品の商品開発に向けた取り組みを行う。
- ・地元農産物をPRするとともに食育の推進を図るため、令和11年度まで、指定棚田地域で生産された農産物を小中学校給食へ提供する回数を年間29回（R6）から年間35回以上提供する。

④生物の多様性の確保その他の自然環境の維持

- ・指定棚田地域の自然環境や生態系の持続的な保全のため、有機農業の普及啓発を図り環境保全型農業を促進する。

⑤伝統文化の継承

- ・現在、指定棚田地域で開催されている祭りや伝統行事、農村文化を継承するとともに、秋の実

りと五穀豊穰を祈願して毎年奉納される日之影町神楽まつりにおいて、200名以上の誘客を目指す。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・道の駅青雲橋を核とした集客機能強化を行い、令和11年度までに、町内の入込客数（5年間で）375,675人（R6）から430,000人（R11）へ増加を図る。
- ・癒しの森の案内人を新規で1名以上養成し、令和11年度までに、森林セラピーメニューの充実を図り、481名（R6）から年間550人以上の参加者を指定棚田地域へ誘客する。
- ・指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げるとともに、良好な棚田景観を維持することで、棚田を舞台にした関係人口に繋がる交流事業を年間5回以上（5広域協定合計）実施する。
- ・用水路を活用した小水力発電所3箇所を維持する。

②棚田を観光資源とした地域振興

- ・令和11年度までに、森林セラピーメニューの充実を図り、指定棚田地域へ多くの誘客を目指す。
- ・令和11年度までに、緑のふるさと協力隊を1名以上招へいし、指定棚田地域で交流活動等を行い町内外に情報を発信する。また、集落支援員を1名以上配置し、指定棚田地域の見回りや点検等を行う。

3 計画期間

認定月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。）

指定棚田地域振興活動の内容

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄の防止

- ・集落協定参加者で、毎年総会を開催し、協定農用地の保全に向けた話し合いを行うとともに、町と連携して研修会等を開催し、地域計画等をもとに今後想定される農地の問題等を話し合い、情報共有を図る。

②担い手の確保・育成

- ・日之影町担い手協議会では、平成30年度から町内における各種農作業受委託の基本料金を設定し、棚田地域振興活動加算等を活用した農作業委託者及び受託者双方にメリットのある農作業受委託システムを構築し運用している。このシステムについて、農繁期前に新聞折り込みや広報誌により広く周知を図るとともに、町と連携して認定農業者をはじめとする指定棚田地域の中心となる町内外の農業経営体の会員確保に努める。
- ・日之影町認定農業者会で、年2回以上農業スキル向上を目的とした研修会を開催、また、宮崎県が開催する研修会に参加するとともに、町と連携して、認定農業者のメリットを広く町民に周知していく。

・移住相談会等の各種イベントで情報発信を行うとともに、農業法人を中心に地域おこし協力隊やお試し就農等を活用し新規就農者の確保と育成を行い、就農希望者にスムーズに情報提供が行えるよう、空き農地・空き家の情報整理に努める。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①良好な景観の形成

・指定棚田地域の景観を維持するために、協定集落会員の研修を通して意識の醸成と活動の活発化を図るとともに、外部協力者の力を景観維持に繋げる体制の構築を目指す。

②生産性の向上・効率

・協定集落内で、農作業の効率化・省力化に向けた話し合いを行い、農業用機械の導入やドローンを活用した防除や直播による生産性の向上、鳥獣被害の減少に向けた侵入防止柵を設置するほか、町猟友会や町有害鳥獣対策協議会と連携して有害鳥獣の捕獲活動を推進するとともに、捕獲した有害鳥獣をジビエとして有効活用し、販路拡大、商品開発に取り組む。

③農産物の供給の促進

・指定棚田地域の農家を対象に、有機農業についての研修会や生産指導をとおして、認証制度の農家への普及を図り、新たな認証農家の拡大を目指すとともに、定期的な販売促進イベントを通して、日之影ブランドとしての認知度を高め、日之影ファンの拡大を目指す。

・指定棚田地域で生産された農産物を、町内小中学校給食へ提供することで、地産地消や食育の推進とともに、児童・生徒と町内生産者との交流授業を行うことで、農業へ興味や関心を持ってもらい農業後継者の育成に繋げる。

④生物多様性の確保その他の自然環境の維持

・指定棚田地域における有機農業の拡大・研究を目的に、定期的な研修会等を開催し農薬を使用しない環境保全型農業を促進する。

⑤伝統文化の継承

・指定棚田地域で行われる日之影町神楽まつりにおいて、町内各神楽保存会の相互研修を行い、奉仕者としての資質向上に努めるとともに保存伝承に向けて情報共有を図る。また、神楽や農村歌舞伎など指定棚田地域の伝統芸能を継承している文化財愛護少年団が毎年披露する青少年伝統芸能発表大会を継続することにより、伝統文化の息の長い継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

・道の駅青雲橋等を核とした集客機能強化のために、効果的な商品等のレイアウトの検証や認証農産物を増やすことで安全・安心な地元農産物の品揃えを充実させ、入込客数の増加を図る。

・森林浴効果が上がる運動や呼吸法など、利用者の癒し効果をアシストする癒しの森の案内人養成を定期的に行い、町中心部から指定棚田地域に繋がるウォーキングコースを活用した森林セラピーメニューを充実させることで、多くのリピーターを確保する。

・棚田地域に繋がる道路等の草刈等を定期的に行い、観光客のアクセス改善とともに、農作業の効率化を図る。

・中山間地域等直接支払交付金等を活用した耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理を行い、良好な棚田景観を維持しながら棚田を舞台とした地域の特色あるまつり等の各種イベントを開催

するとともに、棚田を含めた集落全体の良さを結びつけるような情報発信を行うことで、リピーターを増やす。

- ・指定棚田地域の観光PRチラシを作成し情報発信を行い、関係人口の創出・拡大に繋げる。
- ・用水路を活用した小水力発電の収益を指定棚田地域の振興に活用することで、農家の負担軽減や伝統文化の次世代への継承を図る。

②棚田を観光資源とした地域振興

・町は、平成18年に全国初の「森林セラピー基地」として認定され、従来の観光サービスに保養・休養を要素とした健康サービスを組み合わせる「ヘルスツーリズム」を推進し、地域性を活かした段階的な取り組みを進めている。今後は、令和11年度までの間に、森林セラピーメニューの充実を図り、利用者への情報発信や棚田地域への誘客に努める。

・農山村で農作業やイベントなど多彩な活動に取り組む緑のふるさと協力隊を招へいし、本町の基幹産業である農林業や、神楽等の伝統文化を体験してもらうとともに、指定棚田地域で交流活動等を行い、町内外に情報を発信する。

・指定棚田地域の見回りや点検等を行う集落支援員を配置し、棚田地域の保全を図る都共に、集落のイベント企画を積極的に行い、町内外へ情報発信をする。

①七折西広域の棚田

(1) 棚田等の保全	(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	(3) 棚田を核とした棚田地域の振興
指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を39.1ha（R6）から1ha増加する。	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、指定棚田地域の観光PRチラシを作成し情報発信を行う。

②七折中央広域の棚田

(1) 棚田等の保全	(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	(3) 棚田を核とした棚田地域の振興
指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を39.8ha（R6）から1.5ha増加する。	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、指定棚田地域の観光PRチラシを作成し情報発信を行う。

③七折東広域の棚田

(1) 棚田等の保全	(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	(3) 棚田を核とした棚田地域の振興
指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を16.5ha（R6）から1ha増加する。	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、指定棚田地域の観光PRチラシを作成し情報発信を行う。

④岩井川広域の棚田

(1) 棚田等の保全	(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	(3) 棚田を核とした棚田地域の振興
指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を19.5ha（R6）から1ha増加する。	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、指定棚田地域の観光PRチラシを作成し情報発信を行う。

⑤分城広域の棚田

(1) 棚田等の保全	(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	(3) 棚田を核とした棚田地域の振興
指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を19.0ha（R6）から0.5ha増加する。	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、指定棚田地域の観光PRチラシを作成し情報発信を行う。

(4) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)～(3)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

協議会の名称：日之影町指定棚田地域振興協議会

参加者の名称：別紙「日之影町指定棚田地域振興協議会」に参加する者の名称又は氏名のとおり